

令和6年10月3日

市民の皆様

塩尻市長 百 瀬 敬

職員の懲戒処分について

本日、地方公務員法第29条及び塩尻市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

今回の事案を真摯に受け止めるとともに、市民の皆様の信頼を著しく損ないましたことについて、深くお詫び申し上げます。今後は、全職員が法令を遵守する公務員の原点に立ち返り、綱紀の保持の徹底と再発防止に向けた万全の対策を講じ、市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。

1 処分対象者及び処分の内容

所 属	職 名	年 齢	性 別	処 分 内 容	処分年月日
水道事業部 下水道課	主査	50	男性	停職3箇月 ※	令和6年10月3日

※ 地方公務員法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分

2 処分の概要

当該職員が、総務部債権管理課に所属していた令和4年5月から12月までの間、女性職員とその家族に対して性的羞恥心を害するような文書や画像、誹謗中傷する文書等を繰り返し送付した非違行為により、令和5年1月にストーカー規制法に基づく警告を塩尻警察署から受けました。

更に、市で税情報システム等のアクセスログを確認したところ、当該職員が、女性職員の家族の個人情報や税情報システム等から職権を乱用して閲覧した可能性が高く、当該行為が、地方税法及び個人情報保護条例（当時）に抵触する可能性があるとして判断した上で、令和5年4月に塩尻警察署に告発状を提出し、これまで警察の捜査に協力をしてきました。

警察の捜査に影響があるため、公表を差し控えていましたが、塩尻警察署の捜査が終了し、検察庁に書類送検した旨の確認ができたことにより、当該職員及び関係職員の処分を行い、本非違案件の公表に至ったものです。

また、当該職員が令和5年1月に匿名で総務人事課長宛に「女性職員を退職させないなら総務人事課長をターゲットにする」旨の文書を郵送していたことも認めています。

当該職員がストーカー規制法による警告を受けたこと、それらの行為が「塩尻市職員の懲戒処分等の指針」に基づくセクシャルハラスメントを繰り返したことに該当すること、総務人事課長宛に文書を郵送した行為が同指針による職場内秩序びん乱に該当すること、当該職員が、私的な欲求を満たすために職権を乱用して個人情報にアクセスし情報を閲覧した可能性が高いことなど、市職員への信用失墜の大きさや社会的影響度を総合的に考慮し、懲戒処分を行ったものです。当時の上司である部長及び課長については、訓告処分としたものです。

また、市長及び副市長については、現行の給料月額を10%減額（1箇月）とする改正条例案を12月定例会に上程する予定です。

※下線部の規定は別紙のとおり

3 今後の対応

- (1) 各職場における情報セキュリティポリシー遵守の徹底を図るとともに、所属長による定期的なアクセスログのチェックを行う仕組みを構築し、非違案件の再発防止を徹底してまいります。
- (2) 全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を定期的実施し、職員一人一人の公務員としての遵法精神や倫理意識を改めて高めてまいります。
- (3) セクシャルハラスメントを含めた「ハラスメント防止研修」の強化を行うとともに、職員の相談窓口の拡充を図りながら、心理的安全性を高めて、コミュニケーションが取りやすい職場環境の再構築を図ります。

担 当	塩尻市総務部総務人事課職員係 電話 (0263) 52-0280 内線 1331
--------	--

■地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

■塩尻市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(懲戒の手續)

第3条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(停職の効果)

第5条 停職期間は、1日以上6か月以下とする。

2 停職者は、停職の期間中もその職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中はいかなる給与も支給されない。

■ストーカー行為等の規制等に関する法律

(警告)

第4条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされたとして当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

■地方税法

（秘密漏えいに関する罪）

第22条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

■塩尻市個人情報保護条例

第42条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。